

赤穂市監査委員公表第3号

監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和8年3月31日

赤穂市監査委員	寺田 榮治
同	中谷 行夫

令和7年度財政援助団体等監査報告

1 監査の概要

- (1) 監査の種類 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）
- (2) 監査の対象 公の施設 坂越漁港小型船舶係留施設
指定管理者 特定非営利活動法人
兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会
所 管 産業振興部 農林水産課
- (3) 監査の期間 令和7年6月23日から令和8年3月26日まで
- (4) 監査の範囲 令和5年度、令和6年度の施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- (5) 主な着眼点
- ア 指定管理者
- (ア) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
- ① 施設管理業務の実施状況
- ② 施設の利用状況
- ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (イ) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (ウ) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (エ) 施設の管理に関する収支にかかる会計経理は適切に行われているか。
- ① 関係帳簿の整備、記帳は適正か。
- ② 証拠書類の整備、保存は適正か。
- イ 所管課
- (ア) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (イ) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
- (6) 監査の方法 赤穂市監査基準（令和2年赤穂市監査委員規程第1号）に基づき、公の施設の指定管理者に対して、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかに重点をおいて監査を実施した。また、所管部局に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて監査を実施した。

2 監査対象の概要

(1) 指定管理者の概要

名 称	特定非営利活動法人 兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会
代 表 者	理事長 中条 博義
住 所	西宮市西宮浜1丁目46番地1 西宮ボートパーク内

(2) 指定管理の内容

施 設 名	坂越漁港小型船舶係留施設		
所 在 地	赤穂市坂越167番地4地先		
指 定 期 間	令和6年4月1日～令和11年3月31日 (なお、令和3年度から令和5年度についても指定管理者として指定を受けていた。)		
指 定 管 理 料	令和5年度	269,400円	
	令和6年度	269,400円	
指 定 管 理 に 係る収支状況		令和5年度	令和6年度
	収 入	827,100円	777,900円
	支 出	1,132,170円	1,109,757円
	収 支	△305,070円	△331,857円
利 用 実 績	在隻数		
	令和5年度	10隻	
	令和6年度	9隻	

(3) 指定管理の業務範囲

- ア 施設の使用に関する業務
- イ 施設の運営に関する業務
- ウ 施設、設備等の維持管理に関する業務
- エ その他、施設の管理運営に関し、市長が必要と認める業務

(4) 収支状況

ア 令和5年度収支報告書

(単位：円)

項目	計画金額(a)	実績金額(b)	比較増減(b)-(a)
利用料収入	498,600	557,700	59,100
管理料	269,400	269,400	0
収入計	768,000	827,100	59,100
人件費	296,000	507,210	211,210
委託料	252,000	247,000	△ 5,000
事務費	69,000	98,086	29,086
消耗品費	4,000	5,686	1,686
印刷製本費	5,000	5,476	476
通信運搬費	60,000	86,924	26,924
事業費	118,000	255,148	137,148
管理費	33,000	24,726	△ 8,274
光熱水費	3,000	2,454	△ 546
修繕費	30,000	22,272	△ 7,728
支出計	768,000	1,132,170	364,170
収支	0	△ 305,070	△ 305,070

イ 令和6年度収支報告書

(単位：円)

項目	計画金額(a)	実績金額(b)	比較増減(b)－(a)
利用料収入	557,600	508,500	△ 49,100
管理料	269,400	269,400	0
収入計	827,000	777,900	△ 49,100
人件費	517,000	493,799	△ 23,201
委託料	247,000	247,000	0
事務費	73,000	56,474	△ 16,526
消耗品費	5,000	2,858	△ 2,142
印刷製本費	5,000	3,549	△ 1,451
通信運搬費	63,000	50,067	△ 12,933
事業費	322,000	252,928	△ 69,072
管理費	6,000	59,556	53,556
光熱水費	3,000	2,410	△ 590
修繕費	3,000	57,146	54,146
支出計	1,165,000	1,109,757	△ 55,243
収支	△ 338,000	△ 331,857	6,143

3 監査の結果

坂越漁港小型船舶係留施設の指定管理者である特定非営利活動法人兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会における出納、その他関連する事務並びに所管部局である農林水産課の指定管理者に対する指導監督状況等について監査した結果、おおむね適正と認められた。

なお、監査の執行の際見受けられた事務処理上留意すべき事項は、予備監査において指定管理者及び関係市職員に対して口頭で改善を促している。